

女性と法律

文責 弁護士 森 本 精 一

1 はじめに

アメリカにおけるポリティカル・コレクトネス

アメリカ人は性的な配慮のために言葉自体を変えてしまった

60年代以降のアメリカにおける女性運動の歴史

2 性差と社会構造

生物学的な性差

社会的文化的に制約を受け、事実上の男性社会であったことは疑いがない

そこで、事実上の男性社会を容認するか（A）、これを改革すべきものとして受け止めるか（女性の発見、解放、B）という簡単にいうと2つの見方がでてくる。

3 「女性と法律」というタイトルの場合、問題になると思われるのが、①結婚と②雇用であると思われる。

Aの考え方によると、①の結婚観は、専業主婦の容認、良き妻良き母であることということに結びつきやすく、Bの考え方によると働く女性、人格的自己実現を目指した自立した女性ということになりやすい。

もともと、専業主婦だからといって人格的に自立していないとはいえないし、働く女性といっても働かざるを得ない女性（夫に甲斐性がない？）というのもありえるので、人格的な自立性、女性の解放という側面とは一応無関係というべき

かもしれない。

4 結婚という局面で考えてみよう。

(1) 結婚観，夫婦観の多様化

現実として専業主婦と共働きの割合はどうなっているか

専業主婦→税制上の配偶者控除^特という制度はこれを前提にしている

共働き→税制改正上の配偶者控除^特廃止の動き

内縁関係の多様化

(2) 働く女性のため，それまでの旧姓を婚姻後も維持すべきだとの考え方

夫婦別氏制という民法改正論

(3) 夫婦の財産は共有財産？それぞれの固有財産？

(4) 夫婦契約というもの

5 これを解消する離婚という側面ではどうか

(1) 子供の親権

どのように決めるか

子供が小さければ小さいほど母親が有利，現状を考慮するといった傾向がある

る

(2) 養育費

一般的に女性の方が働いても給料が少なく，養育費の請求ができる

もっとも取り決めても事実上支払わなくなる男性が多い

(3) 財産分与

性質 共有財産の清算，慰謝料，離婚後の扶養

(4) 慰謝料請求

配偶者が有責の場合

(5) 離婚の場合は女性が有利？

結婚の初見

いわゆる内縁関係

↓

相氏

知らない

↑
単なる同居

→ 子供も相氏なし

55%以上は... 変な...

20%くらい

民法以外の社会保障制度

6 雇用の局面において

(1) 男女雇用機会均等法

現在、募集時においても男性のみ、女性のみの人材が求人ができないようになっている

しかし、「ガラスの天井」と呼ばれる事実上の差別の存在
能力ではなく、性差故に差別されること

(2) 芝信金の事件の評価と問題点

出世、給与の面での女性の待遇

(3) 社会政策としての高齢化社会対策

①高齢者の雇用、②女性の雇用、③外国人の雇用

(4) いわゆるセクシュアル・ハラスメント

雇用の場で上司が部下に性的な関係を強要するというような精神的被害のこと
(慰謝料請求権の発生)

事実上のものと法的なもの

①解雇強要型、②環境型

予防策としては、明るくはっきりと断ること

7 結び

デリケートでイデオロギー的な問題

声高に女性の解放という時代は過ぎた

女性運動も男性性、女性性ということを議論するようになっている